

新型インフルエンザ対策行動計画

大阪ガス株式会社

第1章 行動計画の目的

この行動計画は、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成19年3月26日新型インフルエンザ専門家会議作成）に基づき、新型インフルエンザ大流行時において、迅速かつ的確に対応することにより、従業員等への感染を防ぎ健康の保持をはかるとともに、ガスを安定的に供給することを目的とする。

第2章 新型インフルエンザ国内発生前の準備

第1節 危機管理体制の確認

新型インフルエンザ発生前は、各主管部署・関連部署で対応を行うが、必要に応じて「第一次非常体制」を取り、新型インフルエンザ対策の準備、発生時の対応のため、産業医等を含む対策本部や、実際のインフルエンザ対策に当たる作業班などの設置や、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や事業者・職場内の連絡網などの危機管理体制を確認する。

なお、危機管理体制の発動は、事務局（人事部、総務部）の具申に基づいて社長が決定する。

（危機管理体制）

新型インフルエンザの発生状況	体制
国内においてヒトからヒトへの感染が確認される（厚生労働省が「フェーズ4B」への移行を宣言する）	第一次非常体制
国内においてヒトからヒトへの大きな集団感染が確認される（厚生労働省が「フェーズ5B」への移行を宣言する）	第二次非常体制

*体制図、分掌業務、第二次非常体制での対策本部長の代行順位および関係機関との連携関連図は別紙のとおりとする。

第2節 情報収集及び周知方法の確立

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や、世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。

また、得られた情報は必要に応じて、計画や対策の見直しに役立てるとともに、

従業員等に迅速かつ適切に周知する方法を検討・確立しておく。

(国の情報)

厚生労働省ウェブサイト
国立感染症研究所ウェブサイト
同研究所の感染症情報センターウェブサイト
外務省海外安全ホームページ
各都道府県・保健所・市町村のウェブサイト

(世界の情報)

世界保健機関（WHO）ウェブサイト（鳥インフルエンザ、インフルエンザ）

第3節 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制の検討

1. 優先業務の選定

新型インフルエンザ大流行時に、安全確保を前提に都市ガスの安定供給に最低限必要な業務について予め検討し、国内流行段階で迅速に対応できるよう準備しておく。

2. 要員・代行者の確保

都市ガス事業継続のために必要な要員の交代・補助員確保策を検討する。また都市ガスの安定供給に最低限必要な業務を中心に、責任者の欠勤等に備えた代行者の決定と周知等を行う。

具体的には、各事業部は、新型インフルエンザの感染状況に応じて、日勤者の交替勤務へのシフト等の対応策を講じておく。

なお、具体的な事業運営については政府等から出される勧告、通知等に留意する。

第4節 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

- 患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対して、外務省から発出される渡航情報や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等およびその家族並びに事業の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。（外務省の渡航情報発出以降）
- 外務省の海外渡航情報を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張をできるだけ避ける。（外務省の渡航情報発出以降）
- 患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドライン（平成19年3月26日新型インフルエンザ専門家会議作成）に従うよう指導

する。新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

第5節 従業員等への感染の予防のための事業者・職場の措置

従業員等との感染拡大を防止するため、必要に応じて以下の措置を講じる。

- 手洗い励行を周知する。
- 従業員に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう周知する。
- 従業員等の海外渡航に係る情報について把握する仕組みを構築する。(外務省の渡航情報発出以降)
- 感染拡大防止のための業務形態を検討する。
 - ・ 在宅勤務で可能な業務の検討
 - ・ 対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議の利用
 - ・ ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の利用の回避 等

第6節 感染予防・感染拡大防止のための物品の確保・備蓄

新型インフルエンザの国内発生に備え、マスクや消毒用アルコール、ゴーグル等感染予防物品を確保・備蓄する。

第7節 対応訓練

新型インフルエンザ国内発生時の対応を円滑に推進するため、国または地方公共団体が実施する訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

第3章 新型インフルエンザ国内発生直後からの対応

第1節 事業運営体制の確保

1. 優先業務の実施

新型インフルエンザ大流行時においても安全確保を前提とした都市ガスの安定供給に最大限努めるため、新型インフルエンザの感染状況に応じて、必要に応じて危機管理体制「第一次非常体制」へ移行する。各事業部は、新型インフルエンザ国内発生前に予め策定した計画に従い、新型インフルエンザ流行時の事業運営体制を確保する。

2. 各組織は、本社対策本部の指示により、事業継続のために協力する。

なお、事業継続の判断に当たっては政府等から出される勧告、通知等に留意する。

第2節 情報収集及び周知

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関や、地方公共団体や、世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて計画や対策の見直しに役立てるとともに、社内外に迅速かつ適切に周知する。

第3節 事業所内での感染拡大予防のための措置

- 従業員に新型インフルエンザに関する情報を正確に伝える。
- 個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起を行う。
- 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないように要請する。

第4節 従業員等への予防的措置のための知識の啓発

新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を行う。

- 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報に注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
- 外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。
- 発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。
- 「咳（せき）エチケット」を心がける。
「咳エチケット」とは
 - *咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。
 - *咳をしている人にマスクの着用を促す。
 - *マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。等
- 従業員に健康状態を今まで以上に留意するよう促す。
- 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。
- 不要不急の外出を自粛する。

第4章 新型インフルエンザ国内感染拡大時の対応

第1節 事業運営体制の維持・強化

1. 優先業務の実施

新型インフルエンザ大流行時においても安全確保を前提とした都市ガスの安定供給に最大限努めるため、新型インフルエンザの感染状況に応じて、必要に応じて危機管理体制「第二次非常体制」へ移行する。各事業部は、新型インフルエンザ国内発生前に予め策定した計画に従い、新型インフルエンザ流行時の事業運営体制を維持・強化する。

2. 各組織は、本社対策本部の指示により、事業継続のために協力する。

なお、事業継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

第2節 情報収集及び周知

感染情報の収集及び周知を引き続き行う。

第3節 事業所内での感染拡大予防のための措置

- 新型インフルエンザ発生時からの措置を強化する。
- 社員食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。
- 可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。
 - ・ 在宅勤務
 - ・ 重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期
 - ・ 電話会議やビデオ会議
 - ・ ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の利用を可能な限り避ける。

第4節 従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化

新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を強化する。

- 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報に注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
- 外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。
- マスク、うがい、手洗いを励行する。
- 「咳（せき）エチケット」を心がける。

- 従業員に健康に今まで以上に留意するよう促す。
- 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。
- 不要不急の外出を自粛する。

第5章 他の疾病の大流行時の措置

新型インフルエンザ以外の伝染性の疾病が大流行し、またはその兆しがある場合は、本行動計画を準用して対策を講ずる。

以上

(別紙)

1. 体制図

2. 分掌業務

3. 第二次非常体制での対策本部長の代行順位

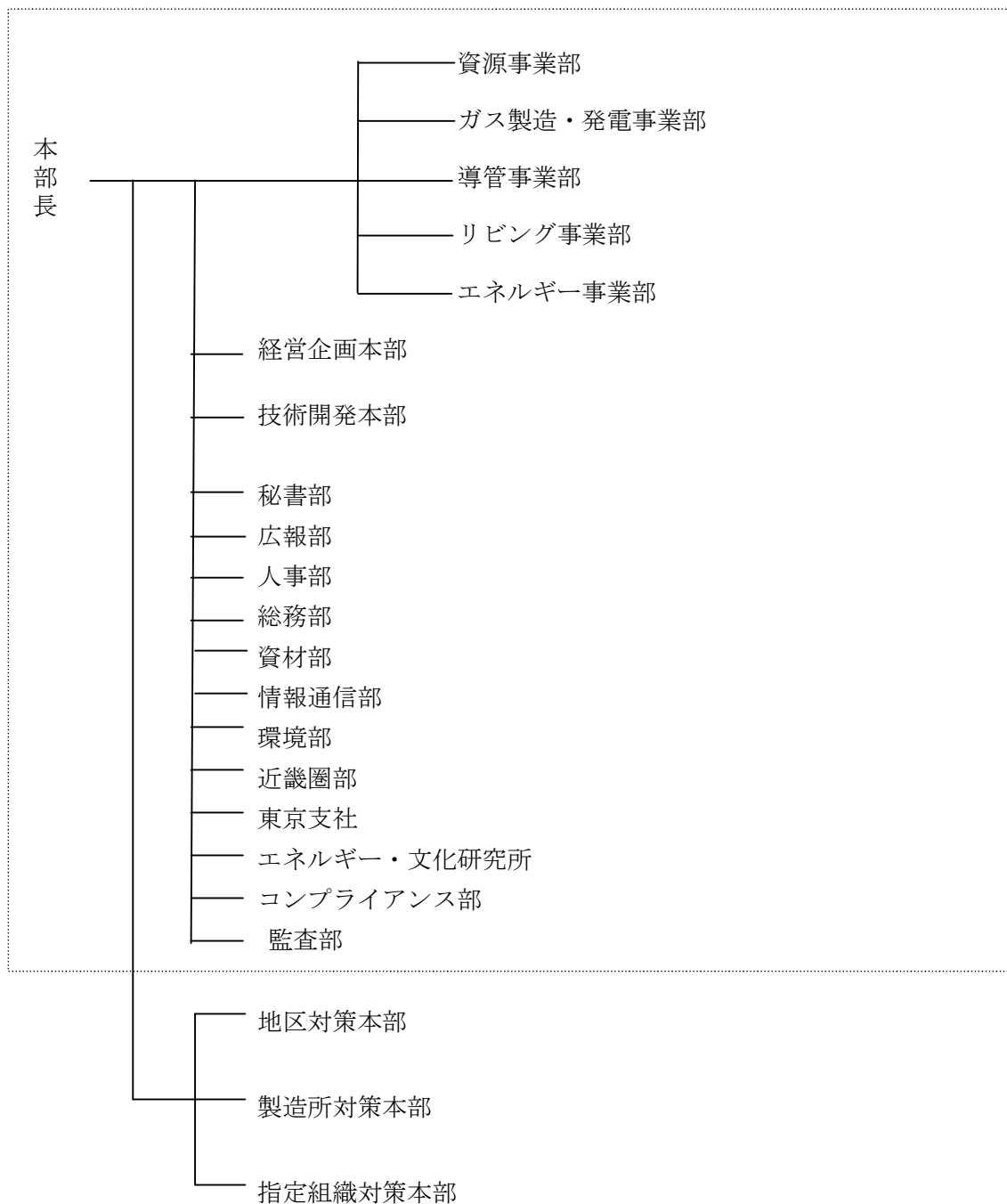
4. 関係機関との連携関係図

1. 体制図

○本社対策本部の標準組織・分担業務

- ・本規程に定める体制確立基準に従い第一次非常体制および第二次非常体制を編成する。
- ・各体制に、本部長・副本部長・事務局を置く。

	本部長	副本部長	事務局
第一次非常体制	人事部担当役員	人事部長	人事部・総務部
第二次非常体制	社長	人事部担当役員	人事部・総務部



(注)地区対策本部は、本社に準じて体制を組むものとする。

2. 分掌業務

基本組織	分類
資源事業部	各事業部の事業運営体制の検討・実施
ガス製造・発電事業部	
導管事業部	
リビング事業部	
エネルギー事業部	

本部	基本組織	分類
経営企画本部		1. 全社の事業運営体制にかかわる本社内実施施策の検討・実施、 2. 経済産業省・日本ガス協会対応
技術開発本部		・技術開発本部の事業運営体制にかかわる本社内実施施策の検討・実施
	人事部 総務部	1. 対策本部の設置 2. 情報収集 3. 従業員等への予防的措置の周知 4. 事業所内での感染拡大防止のための措置 5. 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置、および海外渡航不可能時の対応 6. 本社建物に関する総合警備体制 7. 要員欠損率が 30(～40)%を超える場合の事業運営体制の全体調整・とりまとめ 8. パンデミック（新型インフルエンザの世界的大流行）における訓練の実施
	秘書部 広報部 資材部 情報通信部 環境部 近畿圏部 東京支社 エネルギー・文化研究所 コンプライアンス部 監査部	・全社の事業運営体制にかかわる本社内実施施策の検討・実施

3. 第二次非常体制での対策本部長の代行順位

対策本部名	本部長	本部長代行順位
本社対策本部	社長	①人事部担当役員
		②人事部長
		③総務部長
地区対策本部	地域導管部長	①地域リビング営業部長
		②地域エネルギー営業部長
		③関係マネジャー
製造所対策本部	製造所長	①工場長（泉北）または 防災担当マネジャー（姫路）
		②関係マネジャー
指定組織対策本部	組織長	①関係マネジャー

4. 関係機関との連携関係図

